

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の
一部改正案に対する意見募集の結果について

平成24年3月15日
社団法人 投資信託協会

(ご意見の状況) 法人7社11件

No	ご意見等	当協会の考え方
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第3条第5項		
1	運用報告書開示対象期間に分配金支払いが0円の場合には、当表の記載は不要と考えて良いのか。	運用報告書開示対象期間に分配金支払いが0円の場合であっても、開示の観点から、ご記入いただくことになります。
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議1別表1(3)		
2	ファンドによっては、投信計理上、翌期繰越分配対象額は繰越欠損金等が反映されていないため、基準価額より大きくなる場合が稀にあります。そのような場合、投資者にファンドの中に実際よりも過大な分配原資があるとの誤解を与える可能性があります。従って、翌期繰越分配対象額が基準価額より大きい場合、適切な注意書きを行う、もしくは繰越欠損金等を控除して表示する等の配慮が必要ではないでしょうか。	ご指摘のような場合で、投資者に誤解を与えると判断するものについては、適切な注意書きを挿入することにより、投資者に誤解を与えない配慮が必要であると考えます。 また、投信計理上の処理を行わず、繰越欠損金等を控除して表示するようなことは望ましくないと考えます。
3	「また、「当期分配金」が、「当期の収益」及び「当期の収益以外」の合計した額とならない場合には、注記により、その旨を表示するものとする。」の規定は、合計した額とならない場合のみ注記が必要と解釈される。 したがって、注記の表示漏れによる過誤に加え、作成の度に注記の必要性を判断することは作成効率を損なうことから、合計した額とならない場合に拘らず、注記の表示を必須とするよう規定の修正をお願いしたい。 修正案：「また、「当期の収益」及び「当期の収益以外」は、小数点以下を切り捨てて表示していることから、合計した額が「当期分配金」と一致しない場合がある旨を注記として表示するものとする。」 なお、上記の修正が認められない場合は、合計した額となる場合を含め、一律に注記を表示しても問題とならないことを確認させて頂きたい。	ご意見を踏まえ、「当期の収益」及び「当期の収益以外」の合計額が「当期分配金」と一致しない場合がある場合はその旨を注記すること、さらに合計額が一致する場合についても、その旨の注記を妨げない旨に規定を修正いたします。
4	●分配原資の内訳表示について 《提案》 分配原資の内訳のうち、当期の欄には、「当期計上分配原資(仮称)」を表示することとする。 当期計上分配原資は、文字通り、分配原資の区分に関係なく当期に計上した分配原資の合計額とする。 または、「当期の収益」としたうえで、当期に計上された分配原資の全てを含む旨の注釈を付ける。 《理由》 ファンドが(設定直後などで)成長過程(資	分配原資の内訳を表示することは、投資者へのわかりやすい開示を目指す観点から検討した結果であることから、原案どおりとさせていただきます。

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>金流入)にある場合、既存受益者の分配原資の希薄化を防ぐために健全な収益調整金が計上されるが、当期計上の収益調整金を「当期の収益以外」として開示することにより、不健全な分配を行っているような誤解を招く懸念がある。こういった現象が、ファンド設定直後やその後の販売促進期間に発生することから、受益者に誤解を与え、健全なファンドの成長を阻害することのないよう、考慮願いたい。</p>	
5	<p>●内訳表示の要否について ≪提案≫ 規則案の実施見送りにつきご検討をお願いしたい。 ≪理由≫ 分配原資の内訳を規則案に従って開示した場合、多くの「通貨選択型投信」等が含まれる「ファンズオブファンズ」形態の場合においては、組入れファンドからの分配金である限り、「当期の収益」に含まれることになる一方、「株式/債券などを直接保有するファンド」の場合には、「当期の収益」に含まれる範囲は、事実上、より限定されることになる。結果的に、直接投資ファンドの形態が敬遠され、ひいては、国内投資信託の健全な成長を阻害することのなきようご考慮願いたい。</p>	<p>分配原資の内訳を表示することは、投資者へのわかりやすい開示を目指す観点から、予定どおり実施させていただきます。</p>
<p>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第4条③</p>		
6	<p>分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法中、・・・文章による説明として、例えば、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨、及び「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。・・・とあるが、規則とおりに対応すると「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨が二重となってしまうが、これは規則の本意ではないものと思われるため、適切に修正をお願いしたい。</p>	<p>今般の改正で変更した内容は、「ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」の部分ですが、従前の内容でも問題ないことから、上記を含まない従前の表現と、含む表現とを併記しております。</p> <p>このため、記載にあたっては、どちらか一方の例示を記載していただくこととなりますが、上記を含む表現を記載していただく方が、投資者の理解を深める意味でより望ましいと思われまます。</p> <p>なお、ご意見のような誤解を避けるため、「及び」を「又は」に修正させていただきます。</p>
7	<p>今回追加された「ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」という文言について、何を意図したものかわからないという問い合わせが販売会社などからあったが、この文言の意図は、当該文章に併せて記載するイメージ図例が『投資者の購入価額より決算日の基準価額が値上がりした場合(分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合に対応)』および『投資者の購入価額と決算日の基準価額が同値であった場合(分配金の全部が元本の一部払</p>	<p>記載のような考え方で整理いただいても差し支えありませんが、ご指摘の追加文言については、投資者の購入価額に基づいた分配金の考え方に加え、当期におけるファンドの値上がりが小さい結果、投資者の収益以上に分配がなされるケースを念頭に作成しております。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	い戻しに相当する場合に対応)』に限定されており、本来『分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合』の事例として取り上げるべき『投資者の購入価額より決算日の基準価額が値下がりした場合』に触れていない点を補うための文章であるという理解で正しいでしょうか。	
8	本来『分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合』の事例としては、『投資者の購入価額より決算日の基準価額が値下がりした場合』が大部分であり、現在イメージ図例としている『投資者の購入価額と決算日の基準価額が同値の場合』はむしろレアケースである。また、現在イメージ図例では『分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合』において[分配金支払い後基準価額＝個別元本]となっているが、『投資者の購入価額より決算日の基準価額が値下がりした場合』は[分配金支払い後基準価額＝個別元本]とはならない。現状のレアケースと思われる記載を『分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合』の事例として使用し続けるのは、投資者に『常に[分配金支払い後基準価額＝個別元本]』となるものだという誤解を与える恐れがあるのではないかと考えられる。例えば現状記載から個別元本に触れた部分を削除するなど、少なくとも誤解を生まない記載へ変更することが望ましいと考えますので、ご対応を検討いただきたい。	イメージ図は例示として記載しているものであり、原案どおりで問題ないと考えます。
9	イメージ図例中の、「分配金支払後基準価額」は、現行規則では「分配金支払後基準価額個別元本」と改行されており、今回の規則変更後も同様の改行となると理解してよろしいか。(変更前/変更後とも改行がなくなっているため、念のため)	資料の作成上の違いではありますが、イメージ図は、例示として示しているものであり、表示については、各社の判断になるものと考えます。
正会員の業務運営等に関する規則第5条の2		
10	①「分配原資・余力を保守的に見極めて分配金を決定する」とあるが、「保守的に」とは、前期までの繰越金等を当期の分配に一切充当してはならないということなのか。 ②前期までの繰越金等のうち、当期の分配金に充てる金額が、どの位の期間（n期）継続して取り崩し可能なのかについて、各社がnの数値を決定するという事か。また、数値は、協会規則で一律に規定されるものなのか確認したい。	← 前期までの繰越金等を当期の分配に一切充当してはならないということの意味しているのではなく、分配金が一定期間安定して支払われることや分配金額を引き下げの場合、急激な減額を防ぐことを目的としております。 ← 同額で支払われる一定期間等が考えられますが、数値においてはファンドの状況において、各社において考慮されるものと考えます。
正会員の業務運営等に関する委員会決議		
11	「数量基準を設ける」という部分について、意図している内容を例示いただきたい。例えば、「安定的に継続して分配を行うことを	数値基準としては、分配金額が配当等収益の〇倍、同額で支払われる期間を〇ヵ月間に保つ等が考えられます。

No	ご意見等	当協会の考え方
	前提とする投資信託」のすべてに対し、事前に具体的な分配金額を定めるということなのか。	なお、ご指摘の「安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託」のすべてに対し、事前に具体的な分配金額を定めるというものではありません。

*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見を頂きありがとうございました。